

知基第181号

令和4年9月7日

内閣府政策統括官（重要土地担当）

三貝 哲 殿

沖縄県知事公室長 嘉数



重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の
利用の防止に関する基本方針案について（依頼）

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月、本県は、本土復帰50周年という大きな節目を迎えました。こうした中、本県の米軍基地については、米軍専用施設面積が復帰時（昭和47年）の約2万8千ヘクタールから現在の約1万8千ヘクタールへと33.7パーセント減少しました。

しかしながら、今なお全国の在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが本県に集中し、沖縄本島の面積の実に14.6パーセントを占めています。

また、平成28年に与那国島に陸上自衛隊与那国沿岸監視隊が設置されて以降、宮古島や石垣島の離島地域においても自衛隊施設の建設が進められています。

このようなことから、県内の多くの地域が、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）に基づく注視区域等に指定される可能性があると考えられ、県民からは、基本的人権の侵害や土地取引等の社会経済活動への影響等を強く懸念する声があがっています。

このため、県としては、基本方針の策定等に当たっては、本県の意見を十分に反映していただか必要があると考えております。

つきましては、基本方針案に対する意見を別紙のとおり提出いたしますので、これに対する貴職の見解等をお示しいただければ幸甚に存じます。

1	<p>(該当箇所)</p> <p>第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項</p> <p>1 注視区域・特別注視区域の指定の趣旨及び手続 (1) 注視区域 (P. 3)</p> <p>(意見内容)</p> <p>注視区域の指定に当たっては、重要施設の周辺に海、河川等が存在する等の地理的特性を考慮することについて、重要土地等調査法は、土地及び建物の利用を規制しようとするものであり、本来、指定される区域は陸地に限られるものであると承知しているが、同法による規制が海、河川等に及ぶのか、また及ぶとする場合、その範囲を明確に示す必要がある。</p>
2	<p>(該当箇所)</p> <p>第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項</p> <p>1 注視区域・特別注視区域の指定の趣旨及び手続 (1) 注視区域 (P. 3)</p> <p>(意見内容)</p> <p>注視区域の指定は、不動産取引などの社会経済活動をはじめ、地方自治体の都市計画や税収にも影響を及ぼすものであり、同区域の指定の際に、関係地方公共団体がどのように関わるのかが重要となる。</p> <p>そのため、注視区域の指定に当たっては、あらかじめ関係地方公共団体の意見を「聴取する」だけではなく、それを「尊重する」よう明示するべきである。また、不動産取引などの社会経済活動の影響を受ける土地等の所有者の理解が得られるよう、パブリックコメントを行う必要がある。</p>
3	<p>(該当箇所)</p> <p>第2 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項</p> <p>1 注視区域・特別注視区域の指定の趣旨及び手続 (1) 注視区域 (2) 特別注視区域 (P. 3～P. 6)</p> <p>(意見内容)</p> <p>沖縄県は、多くの米軍基地や自衛隊基地、国境離島を抱えており、基本方針（案）の規定からすると、かなりの区域が、注視区域及び特別注視区域に指定されることが想定される。</p> <p>注視区域等の指定は、真に必要最小限度にとどめ、特に、特別注視地区については、土地等の売買の際の届出など制約があることから、例えば、当初は指定せず、関係地方公共団体との意見交換や事前調整を行った上で手続を進めるなど、慎重に対応すべきである。</p>

4

(該当箇所)

第4 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令に関する
基本的な事項

2 機能阻害行為

(1) 機能阻害行為の類型並びに勧告及び命令の対象となり得る行為
(P.11)

(意見内容)

機能阻害行為については、7つの行為類型が示されているが、これらは例示に過ぎず、限定されていないため、どのような行為が罰則の対象となる機能阻害行為に該当するのか明確になっておらず、土地等利用者の予見可能性が確保されていない。

機能阻害行為は、対象となる施設の種類、機能、任務・役割等に応じて様々な態様が考えられるため、類型の例示ではなく、注視区域・特別注視区域の指定ごとに設定し、明確に定める必要がある。